



IR・評価機構

■機構の設置

IR・評価機構は、学長直属の組織として法人に設置する。
(国立大学法人高知大学組織規則第10条に基づくもの)

■機構の目的

内部質保証システムとして、教職員が一体となった自己点検・評価システムを構築するとともに、法人の教育、研究、人事、財務等に関するデータの収集・分析(以下「インスティテューショナル・リサーチ(IR)」という。)を行い、学内資源の再配分の取組みを支援することなどを通じて、法人の理念と目的の実現に資することを目的とする。

■構成員

機構長(副理事(評価・IR担当)), 副学長のうちから学長が指名するもの4名, 副病院長(総務担当), 機構専任担当教員, 事務局各部長5名, 法人企画課長, その他学長が必要と認められた者
○機構長は、学長の指名する副理事とする。

■業務

- IRに関すること。
- 自己点検・評価の企画・立案及び実施に関すること(教員の個人評価に関することを含む。)
- 第三者評価への対応及び学内調整並びに取りまとめに関すること。
- 中期目標及び中期計画に係る助言及び評価に関すること。
- 大学評価に関する専門的事項の調査・研究に関すること。
- その他学長が必要と認めること。

IR・評価機構会議

機構会議は、機構の構成員をもって組織し、機構の業務に関する事項について審議する。

IR・評価分析室

IR・評価機構専任担当教員: 1名
IR・評価室職員: IR・評価室長ほか数名
○IR・評価分析室長はIR・評価機構専任担当教員とする。

必要に応じて部会を設ける

〇〇部会

〇〇部会

【事務体制】 法人企画課が処理